

病床の機能分化・連携を推進するための解体等支援事業に係る留意事項
(建物や医療機器の処分に係る損失)

第1 趣旨

この留意事項は、「福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」の「別表1」における「病床の機能分化・連携を推進するための解体等支援事業」の「補助対象経費」欄の1に係る留意事項を定めるものである。

「補助対象経費」欄 1 抜粋

- 1 地域医療構想の実現に向け、病床の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む。））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る。）
 - ◆ 福島県地域医療構想公示日後に10%以上の病床の削減を行った病院を対象とする。また、福島県地域医療構想公示日以前に取得（契約）したものに限り対象とする。
 - ◆ 「有姿除却」は対象としない。
 - ◆ 「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。
- 2 (略)

第2 補助の要件

- (1) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (2) 処分する施設・設備等が、別の補助金等により整備されたものであり、かつ、所定の処分制限期間が経過していない場合には、処分に係る国・県等の承認を受けているか、当該補助金等の返還を行っていること。
- (3) 補助事業の実施にあたり、処分する施設・設備等に共有者がいる場合にあっては、その全ての共有者から補助事業について了承が得られていること。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る決算が確定した後、直ちに県へ決算額確定報告書（別紙様式第1-1号）を提出するものとし、補助金の過払いがあった場合については、当該過払いのあった補助金額について、県へ返還すること。なお、決算確定に伴う補助金の追加交付は行わない。

第3 補助対象外損失（補助対象外経費）

次に掲げる損失については、補助の対象としない。

- (1) 病床の機能分化・連携と関係のない処分に係る損失
- (2) 現物確認ができない固定資産に係る損失
- (3) 解体工事前の現地事前調査など、処分の事前準備に伴う損失
- (4) 解体工事について、設計その他工事に伴う事務に要する費用に係る損失
- (5) 解体工事について、土地の造成に伴う損失（解体後に更地とする整地に伴う損失を除く。）
- (6) 門、柵、塀及び庭園並びに通路の処分に係る損失
- (7) その他病床機能の分化・連携に資するものとして適当と認められない損失

第4 事業の着手

- (1) 補助事業に係る契約及び着手は、補助金交付決定通知書交付日以降に行わなければならない。ただし、補助金交付の内示後であって、やむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、次の条件を承諾のうえ、あらかじめ指令前着手届（別紙様式第1－2号）を県に提出するものとする。なお、県は、指令前着手について事前にその理由等を十分に検討して最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うものとする。
 - ア 補助金交付決定前に事業計画を変更しないこと。
 - イ 届出に係る事業については、事業内容及び実施金額いずれも交付の決定を保証するものではないため、交付決定がなされなかった場合は、事業実施主体の責任において事業を完結させること。
 - ウ 諸般の事情から補助金の交付がされない、又は補助金交付申請（予定）額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
 - エ 届出事業以外の交付決定前着手事業については補助金の対象としないこと。
 - オ 交付決定を受けるまでの間に実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- (2) 補助金交付決定前に既に着手しているものについては、補助対象としない。ただし、第4（1）に定める指令前着手届を県へ提出し、届出が受理された場合にあってはこの限りでない。

第5 交付申請

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を超えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。

- (1) 事業計画書（別紙様式第2－1号、別紙様式第2－2号、別紙様式第2－3号）
- (2) 経費所要額調書（別紙様式第3号）
- (3) 歳入歳出予算書の抄本（別紙様式第4号）
- (4) 役員名簿（別紙様式第5号）
- (5) 補助事業に係る地域医療構想調整会議の議事録の写し
- (6) 事業に係る予定工程表

- (7) 施設の処分を行う場合には、以下の書類。
 - ア 処分する施設の写真
 - イ 解体工事費又は売却額の明細が明らかとなる資料（工事設計書、工事内訳書、施工箇所を明示した平面図、売却に係る査定書の写し等）
 - ウ 直近の固定資産台帳
- (8) 設備の処分を行う場合には、以下の書類。
 - ア 処分する設備の写真
 - イ 廃棄処分費又は売却額の明細が明らかとなる資料（設備の設置箇所を明示した建物の平面図、廃棄処分に係る見積書の写し、売却に係る査定書の写し等）
 - ウ 直近の固定資産台帳
- (9) その他参考となる書類

第6 実績報告

実績報告にあたって、要綱第10条第5号に規定する「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別紙様式第6-1号、別紙様式第6-2号、別紙様式第6-3号）
- (2) 経費所要額精算書（別紙様式第7号）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）の抄本（別紙様式第4号）
- (4) 役員名簿（別紙様式第5号）
- (5) 事業に係る実施工程表
- (6) 施設・設備の処分に係る契約書等の写し（変更がある場合、変更契約書等の写しも併せて提出すること）
- (7) 処分にあたり支出を伴う場合、支払証憑書類（請求書、領収書等）の写し
- (8) 施設の処分を行った場合には、以下の書類。
 - ア 解体工事の完了を証する書類（工事完了報告書、補助事業者による検収調書等）の写し
 - イ 解体工事の状況がわかる写真（施工前・施行後を同一カ所から撮影したもの。また各工程毎に1～2枚撮影したもの。）
 - ウ 解体工事に係る出来高計算書
 - エ 売却の場合、売却を証する書類（売却先からの売却金額を記載した受領書等）
- (9) 設備の処分を行った場合には、以下の書類。
 - ア 廃棄処分の完了を証する書類（廃棄処分に係る産業廃棄物管理票、補助事業者による検収調書等）の写し
 - イ 廃棄処分の状況がわかる写真（各工程毎に1～2枚撮影したもの）
 - ウ 売却の場合、売却を証する書類（売却先からの売却金額を記載した受領書等）
- (10) 施設・設備の処分に係る特別損失の額とその明細を証する資料（財務諸表の写し等）および補助事業完了後の固定資産台帳。
 - ※ 会計年度の関係により間に合わない場合には、特別損失として計上する見込み額を積算した資料とその明細資料を提出するものとし、本留意事項「第2 補助の要件(4)」により対応すること。
- (11) その他参考となる書類

第7 その他

- (1) 不要となる建物（病棟・病室等）の処分については、病床の機能分化・連携に資する処分であることを前提として、補助対象とする「建物」の範囲については、原則として、「医療法（昭和23年法律第205号）」の第1条の5第1項の規定を参考とし判断するものとする。

「医療法」抜粋

第1条の5

この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 (略)

- (2) 不要となる医療機器の処分については、病床の機能分化・連携に資する処分であることを前提として、補助対象とする「医療機器」の範囲については、原則として、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」の第2条第4項の規定を参考とし判断するものとする。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」抜粋

第2条

4 この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

- (3) 解体工事や廃棄物処理の実施にあたっては、建設業法や建設リサイクル法等の関係法令を遵守し、必要な許可を受けた事業者により適切に実施すること。
- (4) その他、補助事業の実施にあたっては、別添資料「平成30年度地域医療介護総合確保基金について（平成30年2月9日平成29年度医療計画策定研修会資料）」を参考とする。